

台湾における提携・交流自治体調査業務委託 募集要項

1. 業務名

台湾における提携・交流自治体調査業務

2. 概要及び目的

この募集要項は、新型コロナ回復後の観光需要の取込みと国際交流の深化を目的として、台湾との交流・提携の可能性のある都市や自治体の調査等を行うため、複数の事業者から企画提案を求めるもの。

3. 業務内容及び仕様

別紙1「台湾における提携・交流自治体調査業務委託仕様書」のとおり

4. 業務履行期間

契約締結日から令和6年3月22日まで

5. 契約方法

公募型プロポーザル方式により募集を行い、参加業者の中から総合的な審査及び評価によって1者を選定し、当該業者と随意契約により委託業務契約を締結する。

6. 参加資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 公募開始から契約に至るまでの期間において、魚津市請負工事執行適正化委員会運営要領(平成9年魚津市総第615号助役専決)に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 魚津市暴力団排除条例(平成24年魚津市条例第1号)第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等に該当しないものであること。
- (5) 宗教活動及び政治活動を目的としていない者であること。
- (6) 本業務と同種または類似する業務実績があること。
- (7) 本業務の実施にあたり、発注者との打ち合わせ(現地との連絡調整含む)などに適切に対応できること。

7. 契約限度額

4,400千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※上記金額は、契約時の予定額を示すものではありません。

8. 選考方法

- （１）委託事業者は、公募型プロポーザル方式により募集し、応募業者から選考する。
- （２）委託事業者は、審査委員の評価に基づき、魚津市インバウンド推進実行委員会（以下、「発注者」という。）で決定する。
- （３）選考は、選考評価表に基づき、提出書類、プレゼンテーション・ヒアリングの審査により行う。
- （４）選考の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし随意契約の交渉を行う。
ただし、その者と合意に至らない場合は、次に評価点の合計が高い者から順に交渉を行う。
- （５）評価点の合計が同点の場合は、選考委員会の多数決により選考する。
- （６）応募業者が１者しかいない場合は、当該業者の企画提案内容を審査のうえ、発注者が基準とする評価点を上回っている場合は当該事業者と随意契約の交渉を行う。
- （７）選考結果は参加者すべてに通知する。
- （８）審査結果は、優先交渉権者以外の名称を伏せて各参加者の評価点合計を公表することとし、審査内容に関する事項は一切公表しない。

9. 評価基準

別紙２「選考評価表」に基づき選考委員が採点する。

10. プロポーザルのスケジュール

日程	内容
令和５年５月31日(水)	公募開始（魚津市HPにて公開）、質問受付開始
令和５年６月９日(金)	参加申込・質問受付期限
令和５年６月16日(金)	企画提案書提出期限
令和５年６月23日(金)	プロポーザル審査（プレゼンテーション・ヒアリング）（予定）
令和５年６月26日(月)	審査結果通知日（予定）

11. 実施に関する質問・回答・公表

- (1) 受付期間 令和5年5月31日(水)～令和5年6月9日(金)17時
- (2) 受付方法 別紙「質問票(様式1)」に基づき質問事項を記載して提出するものとする。また、電子メールを送信した後に、事務局まで送信した旨の電話をすること。

12. 参加申込書の提出

- (1) 提出期限 令和5年6月9日(金)17時(必着)
- (2) 提出場所 魚津市商工観光課観光戦略係
- (3) 提出方法 「参加申込書(様式2)」を持参、郵送またはメール等
- (4) 受付返信 参加申込書の提出があった業者には、参加申込書に記載のメールに事務局から申込を正式に受け付けした旨を通知します。

13. 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和5年6月16日(金)17時(必着)
- (2) 提出書類

業務の目的に留意し、次に掲げる書類を提出すること。

①企画提案書(任意様式とし、以下の事項を盛り込むこと)

- ・企画提案趣旨
- ・業務実施体制(責任者、担当者など実施体制を記載)
- ・業務内容についての企画提案(調査・現地視察訪問の概要等)
- ・実施スケジュール
- ・類似業務の実績
- ・その他

本事業の目的実現に向け、効果を高めると考えられる独自提案があれば提案すること。

②参考見積書(様式自由。見積の根拠となった所要経費の明細を記載すること。)

③会社概要(任意様式)

- (3) 提出場所 魚津市商工観光課観光戦略係
- (4) 提出方法 持参、郵送またはメール等

14. プロポーザル審査（プレゼンテーション・ヒアリング）の実施

- (1) 実施日時 令和5年6月23日（金）13時30分～（予定）
- (2) 実施場所 対面又はオンライン（Zoom）
※オンラインでの提案を希望する場合は、3日前までに連絡すること。
- (3) 実施時間 1社につき20分程度
プレゼンテーション 15分程度、ヒアリング 5分程度
- (4) 出席者 1者につき3名までとする。
業務責任者となる予定の者は原則、出席すること。

15. 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、失格または無効とする。

- (1) 提出書類が、提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 提出書類の作成、提出において、不正行為が認められた場合
- (4) 見積書に記載された金額が「7. 契約限度額」を超えた場合
- (5) 「6. 参加資格要件」の各号に掲げる参加資格要件に、該当しない場合

16. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 採用された提案書等の著作権は発注者に帰属する。
- (4) 提出された提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (5) 提出された提案書等は、魚津市情報公開条例に準じて公開することがある。
- (6) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (7) 本要項に定めるもののほか、必要な事項については事務局が定める。

17. 問合せ先

〒937-8555 富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号

魚津市インバウンド推進実行委員会 事務局（魚津市役所商工観光課内）

担 当：魚津市商工観光課観光戦略係 井森

連絡先：TEL：0765-23-1025

FAX：0765-23-1060

Mail：kanko@city.uozu.lg.jp